

美波町国民健康保険の加入者（40～64歳）で 介護保険適用除外施設に入所された方の手続きについて

国民健康保険に加入されている40～64歳の方（介護保険第2号被保険者）が、下記の介護保険適用除外施設に入所された場合は、介護保険の被保険者とならないため、入所期間中はその人にかかる国民健康保険税のうち「介護納付金分」の納付が免除されます。対象施設に入所された時は、役場保健福祉課または由岐支所住民室へ必ず届出をお願いします。

また、現在、納付を免除されている方が施設を退所された場合も必ず届出をしてください。

●対象施設

- ①障害者支援施設
- ②指定障害者支援施設（障害者自立支援法による生活介護及び施設入所支援の支給決定を受けて入所している方）
- ③重症心身障害児施設
- ④厚生労働大臣が指定する医療機関（国立病院機構徳島病院の進行性筋萎縮症児病棟）
- ⑤独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- ⑥ハンセン病療養所
- ⑦生活保護法に定める救護施設
- ⑧労働者災害補償保険法に規定する施設
- ⑨指定障害福祉サービス事業者である病院（障害者自立支援法に規定する療養介護を行う場合のみ）

※適用除外施設に該当するかどうかは入所している施設にお問い合わせください。

●手続きに必要なもの

- ①保険証
- ②施設入所（退所）証明書
- ③介護保険適用除外該当（非該当）届出書

※②③の書類は、役場保健福祉課または由岐支所住民室にあります。

【お問い合わせ先】 役場保健福祉課 ☎77-3614

国民年金だより



割引額がより大きい「2年前納」が始まり、

国民年金保険料の納付は、口座振替がますますお得です！

- 国民年金には、保険料をまとめて前払いすると割引になる前納制度があり、なかでも口座振替は現金納付等に比べて割引額が大きく設定されています。
- 前納の期間が長いほど割引額が大きくなりますが、これまで口座振替で前納できる期間は最長1年間で、割引額は年3,780円（平成25年度の金額）でした。
- 平成26年4月末の口座振替分からは、割引額がより大きい「2年前納」が始まります。
※「2年前納」は口座振替だけの取扱いです。
- 「2年前納」をご利用いただくと、毎月現金で納付する場合と比べ、2年間で1万4千円程度の割引になります（割引額は平成25年度の保険料額による推計）。
※2年前納の保険料額は、平成26年2月の告示により確定する予定です。
- 平成26年4月末の口座振替による前納の申込期限は平成26年2月末です。

【お問い合わせ先】 役場住民生活課 ☎77-3613 由岐支所住民室 ☎78-2211